

社会福祉法人 千葉福祉會 報酬並びに費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人 千葉福祉會（以下「当法人」という）の定款
第2章第8条及び第4章第21条に基づき、評議員及び理事・監事の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(評議員会及び理事会の出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したとき及び理事が理事会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

- 2 理事長兼務の場合は、無報酬とする。
- 3 交通費は別表2に基づき支給することができるものとする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会に出席したときは、別表1に基づき報酬を支払うことができるものとする。

- 2 監事が理事会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び監査業務に当たった場合は、別表1に基づき、報酬を支払うことができるものとする。
- 3 交通費は、別表2に基づき支給することができるものとする。

(費用弁償)

第4条 評議員及び理事・監事が当法人のために出張した際には、別表3に基づき費用弁償として支払うことができるものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支給の方法については、出席の都度現金支給とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 16 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1 (日額)

| 名称 | 報酬 (※) |
|----------|---------|
| 評議員会出席報酬 | 8, 150円 |
| 理事会出席報酬 | 8, 150円 |
| 監事監査指導報酬 | 8, 150円 |

※ 上記の額に源泉徴収表日額 乙欄で源泉徴収税(1, 150円)を控除する。

別表 2

| | |
|-----------------|--------------|
| 自宅から当法人までの距離×単価 | 1 kmにつき 37 円 |
|-----------------|--------------|

※ 片道 2 km未満の場合は支給しないものとする。

別表 3

| 区分 | 旅 費 | 宿泊料 | 費用弁償 |
|-----|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 評議員 | 交通費実費 (旅客運賃・特急料 金・座席指定料金) | 宿泊費実費精算と し、上限を 16,000円とする。 | 1日につき食卓料相 当として 5,000円とする。 |
| 理 事 | 交通費実費 (旅客運賃・特急料 金・座席指定料金) | 宿泊費実費精算と し、上限を 16,000円とする。 | 1日につき食卓料相 当として 5,000円とする。 |
| 監 事 | 交通費実費 (旅客運賃・特急料 金・座席指定料金) | 宿泊費実費精算と し、上限を 16,000円とする。 | 1日につき食卓料相 当として 5,000円とする。 |